

河津バガテル公園
指定管理者公募要項

令和7年8月
河津町

河津バガテル公園指定管理者公募要項

1. 指定管理者の募集趣旨

河津バガテル公園指定管理者募集は、民間の視点及び手法を広く取り入れることにより、「花のまち河津」の拠点施設として、河津バガテル公園(以下「本施設」という。)の活性化を図ることを目的としている。

本施設はフランス式庭園ローズガーデンとフランス広場で構成され、観光客や町民など幅広い層からの利用がある。特にローズガーデンは春バラ・秋バラの期間にバラを目当てに多くの方が来園している。

しかしその一方で、平成 13 年度の開園当初には約 24 万人だった来園者数が令和 2 年度には約 2 万人であった。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり大幅に減少している。本施設の運営は、開園当初は第 3 セクターによるものだったが、平成 27 年度から町直営となった。このような状況下で町として管理運営に努めてきたが、改善が困難だったため、令和 5 年度から指定管理者制度を導入した。

今回、第 1 期指定管理期間が令和 7 年度末をもって終了することから、改めて指定管理者の募集を行う。

2. 指定管理者の募集

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（以下「自治法」という。）第 244 条の 2 第 3 項及び第 4 項、河津町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 17 年河津町条例第 12 号）第 2 条の規定により、河津バガテル公園指定管理者を募集する。

河津町では、河津バガテル公園指定管理者の指定にあたり、河津バガテル公園指定管理者公募要項（以下「本公募要項」という。）及び河津バガテル公園指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき広く事業者を公募し、運営管理と住民サービスの向上及び収益改善について、創意工夫のある提案を募集する。

3. 施設の概要

- (1) 施設の名称 河津バガテル公園
- (2) 所在地 静岡県賀茂郡河津町峰 1073 番地 他
- (3) 設置目的

河津桜に代表される「花のまち河津」の花の拠点として、年間を通じてバラなどの花とふれあうことのできる施設として、観光の発展及び町民の憩いの場として寄与することを目的とする。

- (4) 施設内容:次のとおりとする。

- ① ローズガーデン
敷地面積（区域全体）3ヘクタール
・ローズガーデン
・回遊園路、芝生広場

- ・ドッグラン
 - ・オレンジリー (ホール)
 - ・キオスク (あずまや)
 - ・園芸倉庫
- ② エントランス広場 (フランス広場)
- 敷地面積 (区域全体) 3.5 ヘクタール
- ・旧レストラン棟 (コワーキングスペース)
 - ・旧ゲート棟 (鉄の門扉)
 - ・新ゲート棟 (チケット販売棟)
 - ・カフェ
 - ・ショップA
 - ・ショップB
 - ・ショップC/事務所棟
 - ・ショップD
 - ・トイレ棟
 - ・観賞用温室1
 - ・観賞用温室2
 - ・池
- ③ その他施設
- ・園芸管理棟
 - ・第一駐車場 (普通車 142 台・大型車 8 台)
 - ・第二駐車場 (普通車 70 台)

4. 指定管理者が行う業務内容

指定管理者は、次の業務を行うこととする。

- (1) 公園の集客と運営業務に関する事。
- (2) 公園の施設・設備の維持管理に関する事。
- (3) 公園内のバラ及び植栽植物・樹木の育成管理に関する事。
- (4) 前3号に掲げるものの他、公園の管理運営に関して町長が必要と認める業務。

5. 指定管理期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日 4年間

6. 指定管理業務に係る経費に関する事項

本事業の管理運営にかかる経費に充てるため、町は指定管理者に対して指定管理料を支払う。指定管理料の上限額は 146,000,000 円 (単年度 36,500,000 円以内) とする (消費税及び地方消費税相当額を含む)。申請には、年度ごと上限額以内の金額での管理経費の提案をすること。(指定管理者の営業努力等による年度ごとの指定管理料の変動提案も可能。) 業務運営上、支障をきたさないと判断できる金額内

での指定管理料の削減は選定時に評価する。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、本公募要項及び仕様書で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがある。減額の基準・手続き等については協定書で定めることとする。

また、営業期間中の町民入園料金（1人あたり：大人 500 円・小中学生 200 円）については町が負担する。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

7. 申請者の資格等

（1）申請資格

- ① 団体であること。ただし、法人格を有するもの（以下「団体」という。）
- ② 共同事業体による応募は可とする。

（2）申請の制限

団体又はその代表者が次の各号に該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しないもの
- ② 破産者で復権を得ないもの
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ④ 自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがあるもの
- ⑤ 国税及び地方税を滞納しているもの
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- ⑦ 河津町暴力団排除条例（平成 23 年河津町条例 11 号）に規定する暴力団関係事業者

（3）必要な条件

- ① 事業説明会及び現地説明会に出席した団体であること。

8. 申請方法

(1) 申請書類

申請にあたっては、河津町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例及び河津町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する規則（平成 17 年河津町規則 7 号）第 4 条に掲げる書類を提出すること。

- ① 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- ② 管理を行う施設の事業提案書（指定様式①）
- ③ 施設の管理に係る収支計画書（指定様式②）
※ 指定管理期間内の年度ごとの収支計画書を記載すること。
- ④ 申請の資格を有していることを証する書類
 - ア 法人の登記事項証明書（申請 3 ヶ月以内に取得したもの）、共同事業体の場合は構成員全て
 - イ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - ウ 直近 1 年の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、地方税の納税証明書
- ⑤ 団体の経営状況を説明する書類
※ 過去 3 年間の貸借対照表、収支計算書（損益計算書）、キャッシュフロー計算書（残高証明書）等経営状況がわかるもの。
- ⑥ 団体の活動内容等を記載した書類
 - ア 設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの
 - イ 履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書
- ⑦ 団体役員の名簿
- ⑧ 共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲を定めた協定書等
※ 共同事業体で申請をする場合、④～⑦の書類は構成団体全てについて提出すること。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 16 部。

(3) 留意事項

- ① 申請は、1 団体につき 1 申請とする。
- ② 申請に関し必要な費用は、申請者の負担とする。
- ③ 提出された申請書類の内容を変更することはできない。
- ④ 本町が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。
- ⑤ 提出された書類は返却しない。提出された書類は、本事業候補者選定の実施に関する報告等のため必要な場合を除き、申請者の許可を得なければ公表しない。
- ⑥ 申請書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ⑦ 申請書類提出後の申請を取り下げる場合は、辞退届を提出すること。
- ⑧ 申請者名は、選定後すべて公表する。
- ⑨ 提出書類の規格は、既成のパンフレット等を除き全て A 4 版で準備すること。

9. 公募のスケジュール

公募選定のスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	日 程
(1) 募集公告	令和7年8月1日(金)
(2) 公募資料の配布	令和7年8月1日(金)から 令和7年8月27日(水)まで
(3) 事業説明会及び現地説明会の参加申込	令和7年8月22日(金)午後5時まで
(4) 事業説明会及び現地説明会	令和7年8月27日(水)午前10時から
(5) 公募に関する質問書の受付	令和7年8月27日(水)から 令和7年9月12日(金)午後5時まで
(6) 質問状の回答	令和7年9月19日(金)
(7) 申請書類の受付【事前確認含む】	令和7年9月25日(木)から 令和7年10月8日(水)午後5時まで 【事前確認：令和7年10月1日(水)まで】
(8) プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年10月20日(月)【予定】
(9) 選定結果の通知	令和7年11月上旬
(10) 河津町議会 上程	令和7年11～12月
(11) 指定の通知	河津町議会議決後速やかに
(12) 協定書の締結	令和7年12月末【予定】

10. 申請の手続

(1) 公募資料等の配布

公募要項等申請関係書類は、河津町企画調整課の窓口で配布する。

※河津町ホームページからもダウンロード可能

ホームページアドレス <http://www.town.kawazu.shizuoka.jp/>

(2) 事業説明会及び現地説明会

令和7年8月22日(金)午後5時までに参加申込書(指定様式③)を提出すること。提出方法は、郵送のほか、電子メールでも可とする。あて先は「16.問い合わせ先」と同じ。

なお、参加申込書を提出した団体には、電話にて出席確認行う。

日 時：令和7年8月27日(水) 午前10時から

場 所：【事業説明会】河津町役場【現地説明会】本施設

集合場所：河津町役場2階第2会議室

※当日は、時間厳守で集合すること。

※公共交通機関を利用して来庁する場合は、現地説明会の会場までは送迎する。

※事業説明会及び現地説明会への出席は、指定管理申請の必須条件とする。

(共同事業体については代表団体もしくは構成員のいずれかが出席すること。)

(3) 公募に関する質問・照会の受付

本公募要項の内容に関する質問は、質問書（指定様式④）を河津町企画調整課宛に電子メールで送信すること。電話（口頭）による質問は原則受け付けない。

質問受付期間: 令和7年8月27日（水）～9月12日（金） 午後5時まで

なお、質問・照会に関する回答は令和7年9月19日（金）までにメールにて説明会参加団体全てに送信する。

(4) 提出方法

申請書は必要部数を備え、令和7年10月8日（水）午後5時までに河津町企画調整課に提出すること。申請書類は持参もしくは郵送（期限日時必着）にて提出すること。また、提出書類が整っているか事前に確認を必要とする場合、令和7年10月1日（水）午後5時までに河津町企画調整課に事前に連絡し、持参もしくは郵送（期限日時必着）すること。その際、河津町企画調整課は令和7年10月6日（月）までに確認した内容を申請団体に連絡する。

(5) 指定管理者選定委員会の開催

提案内容等については、プレゼンテーション及びヒアリングを下記日程で実施する。詳細については後日連絡する。

日 程 令和7年10月20日（月）【予定】

場 所 河津町役場 災害対策本部室

11. 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者の候補の選定は、提出書類・プレゼンテーション及びヒアリングを基に、河津町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査し、候補者を町長が選定する。

指定管理者としての適否は、以下の選定基準に基づき、仕様書「22.評価項目及び配点」を用いて審査する。また、総合得点には基準点を設け、最も高い申請者の得点が基準点に満たないときは、適当な候補者がなかったものと判断する。

なお、申請者が1団体であっても選定委員会で審査し、指定管理者としての適否を判断する。

(2) 選定基準

次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める申請者を指定管理者の候補として選定する。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 事業提案書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 事業提案書の内容が、施設の適切な維持、管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 事業提案書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び、能力を有していること。
- ⑤ 収支提案書が、施設を管理運営する上で適切な内容となっていること。
- ⑥ 本施設による地域振興に寄与する内容となっていること。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、令和7年11月上旬までに申請団体全てに文書で通知する。

12. 指定管理者の候補者選定後における手続等

(1) 候補者との協議

- ① 候補者と当該施設の管理運営業務の細目について協議を行い、町は候補者の提案に対して必要に応じ提案内容の趣旨を変更しない範囲内において修正を求めることができるものとする。候補者が町からの修正の求めがあった場合、修正に応じなければならない。
- ② 修正協議が整わない場合には、選定委員会の審査において次点となった申請者を候補者として再協議を行う。

(2) 指定管理者の決定

- ① 協議が整った候補者については、自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者として指定する議案（指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、指定管理者に指定する団体等の名称及び住所、指定の期間）を河津町議会に上程し、議決後に指定管理者として指定する。
- ② 指定にあたっては文書で通知するとともに、指定管理者として公表する。
- ③ 議会での議決が得られない場合、または議決を得るまでの間に指定管理者として指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者として指定を行わない。これらの場合、指定管理者として選定された者が応募に関して負担した費用及び事業準備に要した費用については、一切補償しない。

(3) 指定管理者との協定書の締結

指定管理者の指定を受けた者は、議決後に町長と施設の管理に関する協定を令和7年12月末（予定）までに締結する。

13. 実績の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、次のとおり実績を反映するものとする。ただし、共同事業体で構成員が変更となった場合や、募集単位を見直した場合は対象とならない。

(1) プレゼンテーションについて

次期選定時の選定会議でのプレゼンテーションは、現指定管理期間の状況報告を含んだ内容とし、一番初めに行うものとする。

(2) 事後評価の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、毎年度の事後評価結果を、選定時の評価に反映させるものとする。反映の方法は、毎年度の事後評価結果の総合点ごとに定める「加算率」を合計し、評価を受けた年数で除して得られた割合「総加算率」を、次期選定時評価点に乘じ、得られた点数を加減点するものとする。ただし、指定管理の最終年度は、選定期間以降に評価が行われるため未算入とする。

総合評価得点 (事後評価)	得点の意味	加算率
80 点以上	特に優れている	+5.0%
70～80 点未満	優れている	+2.5%
60 点～70 点未満	適正である	0.0%
40 点～60 点未満	努力が必要である	-2.5%
40 点未満	かなり努力が必要である	-5.0%

【加減点例】 指定管理期間 4 年間のケース

区分	指定管理期間			A	A/3
	1 年目	2 年目	3 年目		
事後評価点数	67.4	70.4	78.5	計	総加算率
加算率	0.0%	+2.5%	+2.5%	+5.0%	+1.6%

※小数点第 2 位以下切捨て

選定時評価点 73.5 点×1.6% = 1.2 点を加点 ※小数点第 2 位を四捨五入

14. その他留意事項

(1) 指定の取消し及び協定の解除

指定管理者が次の事項に該当するときは、河津町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 9 条の規定により指定の取消し、業務の停止等を行うことがある。

- ① 指定管理者が協定に違反したと認めるとき。
- ② 業務開始前に、財務状況の悪化等により事業の履行が困難であると認められるとき。
- ③ 社会的信用失墜などにより指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ④ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認められるとき。

(2) 指定管理者選定委員との接触の禁止

申請者は指定管理者選定委員に対し、接触の事実が認められた場合は失格とすることがある。

(3) 指定候補者名の公表

選定結果として指定候補者名、審査結果の概要等を公表する。

(4) 建物・敷地

指定管理者への建物・敷地については、無償貸与とする。

集客増やサービス向上を図る目的で、大規模な建物の改修や解体・建設等を計画する場合、提案書に記載することとする。

(5) 従業員の雇用等

雇用及び物資調達については、可能な限り町内を優先すること。また、業務を開始する以前に、勤務していた者を積極的に雇用すること。

(6) テナントへの配慮

業務を開始する以前に、営業していた事業者が継続を望む場合には、可能な限り同様の条件で賃貸契約を結ぶこと。

(7) バラの植替え・補植

開園から20年以上が経過しているため、経年劣化によるバラの植替え・補植については、植栽計画書を策定し町と協議の上、予算の範囲内で町が負担することができるものとする。

(8) シャトルバスの運行

フラワーシーズン中の河津駅からのシャトルバスの運行について、予算の範囲内で町が負担することができるものとする。

参考 令和6年度実績 ①期 間 令和6年4月28日～6月2日

運行日数 29日間

運行本数 1日7往復

②期 間 令和6年10月19日～11月23日

運行日数 17日間

運行本数 1日7往復

15. 配布資料

(1) 申請に係る様式

(指定管理者指定申請書、事業提案書、収支計画書、事業説明会参加申込書、質問書)

(2) 河津バガテル公園指定管理者公募要項

(3) 河津バガテル公園指定管理業務仕様書

16. 問い合わせ先

〒413-0595

静岡県賀茂郡河津町田中 212-2

河津町役場 企画調整課

E-mail kikaku@town.kawazu.lg.jp

電話：0558-34-1924 FAX：0558-34-0099

開庁時間：午前8時15分から午後5時（土日祝日を除く。）